

田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム(第9期)

募集要項

2020年9月

助成の趣旨

田辺三菱製薬株式会社は、「医薬品の創製を通じて、世界の人々の健康に貢献します」を企業理念として事業活動を行っています。しかしながら、社会には医薬品の提供だけでは解決することのできないヘルスケアに関するさまざまな課題、例えば難病に苦しむ患者さんやその家族のための疾患啓発、治療へのアクセス改善、こころのケアなどが存在します。このような課題の解決に向け、当社は、新薬の開発に取り組むとともに、継続的に患者さんやその家族を支援することが企業の社会的責任の観点からも重要であると考え、2012年に、「田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム」を創設しました。療養・就学・就労等、難病患者さんの生活の質(QOL: Quality of Life)向上に取り組む団体への助成を行います。

募集内容

(1) 対象団体

療養・就学・就労等、難病患者の生活の質(QOL: Quality of Life)向上に取り組む団体

- ① 難病患者団体、家族会およびその連合組織
- ② NPO 法人等の非営利団体

※ここでいう「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項」の規定に基づく2019年7月1日施行の「指定難病」333疾患を指します。

(2) 対象活動

- ・療養環境の向上をめざす活動
- ・就学／就労等、社会参加を支援する活動
- ・「難病」に対する、一般の人たちの理解や支援を促進する活動
- ・その他、「田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム選考委員会」が認めた活動

※団体の年間事業全般に対しての支援は行いません。取り組む課題や企画を絞ってご申請ください。

(3) 応募要件

- ① 患者／家族を支援することを目的とし、日本国内に主たる活動拠点を有していること。
- ② 活動実績が1年以上あること(前年度の決算報告が提出できること)。
- ③ 事業を計画に従って遂行できる組織体制と能力を有する団体であること。

※法人格の有無は不問

- ④適切な資金管理を行う能力があり、会計帳簿、契約書類、領収証等の資料帳票を管理・保管する能力を有すること。
- ⑤田辺三菱製薬グループ「患者団体との関係の透明性に関する指針」(※1)に基づく情報公開に同意できる団体であること。
- ⑥当該団体を支援することが田辺三菱製薬株式会社にとって公正競争規約(※2)に抵触しないこと。
- ⑦営利、政治、思想および宗教活動を目的としていないこと。また、団体の構成員、関係者に反社会的勢力並びにその関係先がないこと。

※1 助成決定後、協働に関する合意書を締結し、各患者団体に対する資金提供等の内容の情報公開にご同意いただいた上で、田辺三菱製薬株式会社のウェブサイト等にて公開いたします。

「患者団体との関係の透明性に関する指針」

(https://www.mt-pharma.co.jp/company/pdf/tomeisei_kanjakai.pdf)をご参照ください。

※2 医療用医薬品製造販売業公正競争規約:医療用医薬品の供給・販売に際し、公正かつ自由な競争が行われるための医薬品産業界における自主規制ルール。

詳細は、医療用医薬品製造販売業公正取引協議会ウェブサイト

(<https://www.iyakuhin-koutorikyo.org/>)をご参照ください。

(4)助成対象期間

2021年4月1日～2022年3月31日までの1年間に行われる活動に対する助成を行います。

(5)助成金額

1件の助成金額の上限は100万円(申請は1団体1件) * 助成総額 1,000万円

(6)助成対象となる費用

助成対象期間の活動費用 * 具体的な費用項目は別紙の経費ガイドラインを参照

申請手続き

(1)申請期間

2020年10月1日から2020年11月15日とし、最終日の消印のあるものまで有効とします。

(2)申請方法

- ①所定の申請書に必要事項を記載いただき、当該申請書に記載の必要書類を添付の上、事務局宛に郵送または申請フォームより送信ください。申請書は田辺三菱製薬株式会社(<https://www.mt-pharma.co.jp/sustainability/>)または公益社団法人日本フィランソロピー協

会 (<https://www.philanthropy.or.jp/tenohira>) のウェブサイトよりダウンロードしてご利用ください。お送りいただきました書類一式は、返却いたしませんので、予めご了承ください。

- ②申請の際は、団体の役員会、あるいはそれに準ずる機関の承認を得た上で、申請してください。団体に上部組織・団体等がある場合は、当該組織等へご連絡の上、申請してください。
- ③申請は、1団体1申請とし、当該団体の上部組織または上部団体による同一事業の重複申請はできないものとします。

選考および助成金の交付について

(1) 選考方法

書類審査および社外有識者を中心とした「田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム選考委員会」において審議を行い、決定します。採択されても、申請金額全額の助成ができない場合があります。

(2) 選考ポイント

- ①社会（環境）や患者、ご家族、その支援者の課題やニーズを的確につかんでいるか
- ②活動に新しい視点や工夫がほどこされているか（オンラインツールによる有効活用など）
- ③他団体、行政、企業、ボランティアなどと連携し、幅広いサポートを得ようとしているか
- ④事業の実現性（事業計画、収支見込み）
- ⑤本助成金の必要性（公的支援等が得にくい活動など）
- ⑥同じ課題に取り組む人たちが参考にできるモデルとなることが期待できるか

(3) 選考結果の通知

選考の結果については、2021年2月下旬に事務局より文書で通知。

(4) 助成金の交付

2021年4月を予定（団体名を付した代表者名義の金融機関口座をご用意いただく必要があります）。助成事業の遂行が困難と認められた場合、あるいは申請者が応募要件や助成金交付規則に違反したと認められた場合には、交付した助成金の全部または一部を返還していただく場合があります。

(5) 助成金の使途

助成金は、原則として申請した経費以外の使用を認めません。事業の大幅な変更は認めません。変更が生じる場合にはご相談ください。

助成事業報告について

(1)経過および報告について

事業実施状況等を確認するため、電話によるヒアリング、訪問を行う場合がありますのでご協力ください。

①中間報告

上半期(4月～9月)に行った助成事業について、中間報告書をご提出いただきます。

②事業完了報告

助成事業終了後1カ月以内に、活動報告書をご提出いただきます。

- ・活動報告書、収支報告書、領収証/受領証のコピー
- ・助成事業の実施状況を示す写真、資料等
- ・成果物(チラシ、冊子、映像、ウェブサイト等)

※成果物には助成表示を行なうこと

記載例:

2021年度「田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム」助成事業

本冊子は2021年度「田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム」助成を受け作成しました。

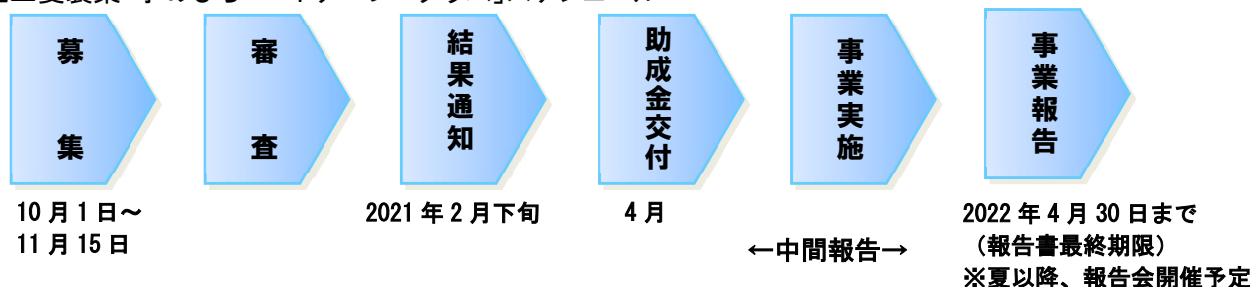
(2)活動報告会

助成期間終了後に、助成事業の成果報告会にて発表を行っていただきます。

※参加のための交通費(1名分)は田辺三菱製薬手のひらパートナープログラム事務局が提供。

プログラムスケジュールについて

「田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム」スケジュール



※上記内容が変更になる場合は、田辺三菱製薬株式会社および公益社団法人日本フィランソピー協会のウェブサイトでお知らせいたします。

留意事項

個人情報の取り扱い等

助成金申請に際して取得した個人情報は、適切に管理し、本事業以外の目的には一切使用しません。なお、「田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム」に関する業務は、事務局である公益社団法人日本フィランソロピー協会に業務委託しています。申請者より提出された情報は事務局である同協会に開示することとなりますが、同協会とは厳密な秘密保持契約を締結しています。また、助成金交付が決定した場合、団体名、所在地、助成事業名、助成金額について、田辺三菱製薬株式会社および事務局である公益社団法人日本フィランソロピー協会のウェブサイト等にて公表するとともに、当社の選定する第三者(報道機関など)へも開示することを予めご了承ください。

助成金の返還

次の場合には、助成金の返還を求める場合があります

- (1) 申請内容に虚偽があることが判明した場合
- (2) 申請事業を取りやめた場合
- (3) その他、利害関係者との不適切な関係等、選考委員会の良識に照らして倫理違反と判断した場合

申請書の送付先・問い合わせ先

■送付先

(郵送) 〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル244区
公益社団法人日本フィランソロピー協会内
「田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム」事務局 宛
(申請フォームによる送付) <https://www.philanthropy.or.jp/tenohira/>

■問い合わせ先

公益社団法人日本フィランソロピー協会内
「田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム」事務局
担当 宮本 栄(みやもと・さかえ)
TEL 03-5205-7580 FAX 03-5205-7585 E-mail tenohira@philanthropy.or.jp

以上